

議員派遣について

平成29年3月28日

地方自治法第100条第13項及び舞鶴市議会会議規則第167条第1項の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

1 平成29年舞鶴市議会意見交換会

(1) 派遣目的

議員定数のあり方に関する議論をするに当たり、市民の意見を参考とすることを目的とした意見交換会を行うため

(2) 派遣場所、派遣期日、派遣議員

派遣場所	派遣期日	派遣議員		
舞鶴市議会議事堂 舞鶴市字北吸1044番地	4月27日(木)	石束悦子 岸田圭一郎 杉島久敏 田村優樹 山本治兵衛	伊藤清美 肝付隆治 鯛 慶一 松岡茂長 和佐谷 寛	今西克己 小杉悦子 谷川眞司 松田弘幸
舞鶴市議会議事堂 舞鶴市字北吸1044番地	4月28日(金)	伊田悦子 亀井敏郎 後野和史 林 三弘 水嶋一明	上羽和幸 桐野正明 高橋秀策 福村暉史	尾関善之 小谷繁雄 西村正之 眞下隆史